

移動用発電設備の規制及び 取扱いについて(4)

～自家発Q&A 第64回～

7月号では、電気事業法により10kW以上の移動用発電設備を使用する際に、使用者（建設業者等）に対して義務付けられている「主任技術者の選任、届出」について説明します。

Q 1

電気事業法では「主任技術者の選任、届出」について、どのように定めているのですか。

A 1

電気事業法第43条において、次のとおり定められています。

（主任技術者）

- 第43条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。
- 2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。
 - 3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき（中略）は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

下線は筆者にて追加

この電気事業法第43条の規定を、建設工事現場等で使用される移動用発電設備の主任技術者の選任に関するケースに即して説明すると以下のとおり。

第43条第1項について

事業用電気工作物としての適用を受ける出力10kW以上の移動用発電設備の使用者（建設工事業者等）に対して、設備の維持管理等を行う保安の監督者として、主任技術者免状の交付を受けている者（有資格者）のうちから、主任技術者を選任することが義務付けられています。

第43条第2項について

主任技術者の選任に際し、社内に有資格者がいない場合は、経済産業大臣の許可を受け、有資格者以外の者を選任することができるとされています。

この場合の許可の対象設備及び対象者の基準が、経済産業省の運用通達「主任技術者制度の解釈及び運用について」により定められています。

Q 2

その「主任技術者制度の解釈及び運用について」における電気主任技術者を選任する場合の許可の対象設備、対象者について教えて下さい。また、手続きとしてどのような書類の提出が必要となりますか。

A 2

許可の対象となる設備については、

・出力500kW未満の発電設備

となります。対象者については、学歴、資格等の要件が定められており、提出書類と合わせ次頁の表1に示すとおりとなります。

Q 3

移動用発電設備の電気主任技術者の選任許可において、自家用（可搬形）発電設備専門技術者の資格は、どのように活用されているのですか。

A 3

次頁の表1の「上記に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者」に該当するかどうかは、提出された実務経歴書等に記載の実務経験の審査により判断されます。

自家用（可搬形）発電設備専門技術者の資格は、この実務経験を審査する際の判断材料として、行政当局において有効活用されています。

Q 4

下請会社の立場で可搬形発電設備を建設工事現場に設置し使用していますが、電気主任技術者は元請・下請のどちらから選任すべきでしょうか。

A 4

電気主任技術者の選任は、建設工事現場等で発電設備を実際に設置して使用する者に義務付けられています。元請会社が請け負い、監督する建設工事現場でも、下請会社が発電設備を設置して使用する場合は、下請会社に電気主任技術者の選任の義務が課されます。

表 1

項 目	基準（設備、人、提出書類）
対象設備	出力500kW未満の発電設備
対 象 者	1. 高等学校、高等専門学校又は大学の電気工学系の卒業者 2. 第一種電気工事士の資格保有者 3. 上記に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者 ※左記3つの何れかに該当すること。
提出書類	1. 主任技術者選任許可申請書（様式第45） 2. 添付書類 ・ 選任を必要とする理由書 ・ 選任をしようとする者の電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能に関する証明書（実務経験の内容を詳細に記載した実務経歴も記載）
提 出 先	経済産業大臣又は所轄経済産業保安監督部 等

注. 選任許可申請の手続上の留意事項

許可の対象となる発電設備は1台当りの出力が500kW未満のもので、一つの事業場で複数の発電設備を並列して使用する場合は、並列したものが一つの発電設備とみなされるため、並列した発電設備の合計出力も500kW未満でなければなりません。

様式第45の記載例

様式第 45

主任技術者選任許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇建設株式会社
氏 名 代表取締役社長 〇〇〇〇

電気事業法第 43 条第 2 項の規定により次のとおり主任技術者の選任の許可を受けたいので申請します。

主任技術者を選任する事業場 名称及び所在地	名 称 〇〇〇〇建設株式会社△△支店において統括する事業場 (適用区域：□□県、◇◇県、▽▽県) 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
選任する 主任技術者	氏名及び生年月日 〇〇 〇〇 昭和〇〇年〇〇〇〇日生
	住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
主任技術者の監督に係る電気 工作物の概要	上記の統括する事業場における移動用発電設備 (出力が 500kW 未満のものに限る) 及び移動用 需要設備(最大電力 500kW 未満のものに限る)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。